

P T A 特別会費の減免について

下記 1 のいずれかに該当する場合、認定した年度分から P T A 特別会費の一部を減免しますので、下記 2 により申請してください。

すでにご兄弟姉妹が減免されている方について、生徒 1 人ごとに申請が必要ですので、他のお子様につきましては新たに申請していただきますようお願いします。

1 減免認定条件

- (1) 生活保護法により保護を受けている世帯の生徒
- (2) 同一世帯で主として生計を維持し、学資を負担している者の市町村民税が非課税、又は均等割のみ納付している世帯の生徒
- (3) 保護者又は里親が自動車事故で死亡又は後遺障害（1 級から 3 級までに該当する）となり、(1)・(2)と同程度に生活が困窮し、他に学資を負担する者がいないと認められる世帯の生徒
- (4) 同一世帯で主として生計を維持し、学資を負担している者が、死亡又は精神もしくは身体の障害、災害、その他の理由で生活が困窮し、他に学資を負担する者がいないと認められる世帯の生徒
- (5) その他、岡山県授業料免除基準に該当する生徒

2 減免申請手続

上記 1 の(1)～(5)のいずれかに該当し、減免を希望される保護者の方は、提出期限までに次の書類を提出願います。

(1) 全員提出

- ア「P T A 特別会費減免申請書」（様式第 1 号）
- イ「家庭状況調書」（様式第 5 号）

(2) いずれかを提出

- ア 生活保護受給者
「生活保護法に係る証明書」（様式第 2 号）

- イ 生活保護受給者以外

「令和 7 年度 所得・課税証明書」（親権者の人数分）

※自治体によって証明書の名称が異なりますので、ご注意ください。

※減免事由によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※審査は授業料の減免基準に基づき行います。

3 減免額

P T A 特別会費 1 月あたり 8 5 0 円×1 2 ヶ月＝1 0, 2 0 0 円を免除

4 減免期間

この制度は減免決定の年度から卒業（退学・除籍・転学）まで対象となります。

毎年課税証明による定期確認を行います。それにより認定条件から外れた場合、認定を取り消すことがあります。

なお、認定後に家庭状況及び収入状況の変動等により、上記 1 の減免認定条件から外れる場合は速やかに矢掛高校事務室まで申し出てください。

5 留意点

- (1) 減免の取り扱いについては、個人の秘密を守り、目的が十分達せられるよう配慮します。
- (2) 減免の申請方法等で不明な点やご質問等がありましたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

6 提出期限 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

問い合わせ先 矢掛高等学校 事務室 TEL：0 8 6 6－8 2－0 0 4 5
